

# 技術をビジネスに結びつける知的財産マネジメント

## —広域大学知的財産アドバイザー派遣事業における取組と課題—

Intellectual Property Management Linking Technology to Business

—University Network IP Advisors—

独立行政法人工業所有権情報・研修館 活用促進部長 **杉江 渉**

### PROFILE

1994年特許庁入庁、1998年審査官、2008年審判官、2012年主任上席審査官。この間、工業所有権制度改正審議室、文部科学省研究振興局（専門官）、企画調査課（課長補佐）、東北大学（准教授）等を歴任し、2013年4月より現職。

## 1 はじめに

独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）では、平成23年4月から第3期中期計画として、我が国の産業競争力の強化に資するべく、「知的財産情報の高度活用」という視点から、革新的な有望技術を効果的に事業化に結びつけ、我が国のイノベーションを促進していくことを目的とした「知的財産情報の高度活用による権利化の推進事業」を開始し、これまで約3年半にわたり実施してきた。

本事業の主な取組は、大学や産学官連携の研究開発コンソーシアム、中小・ベンチャー企業等に対して、ビジネスと知的財産活用を熟知した知的財産マネジメントに関する専門人材を派遣し、産学官各セクターにおける研究開発の成果である知的財産をビジネスに最大限活用するための仕組みを構築支援するものである。具体的には、公的資金が投入された研究開発プロジェクトを実施する研究開発コンソーシアムや大学等に「知的財産プロデューサー」を派遣し知的財産マネジメント等を支援する「知的財産プロデューサー派遣事業」、海外展開をしようとする中堅・中小企業等に「海外知的財産プロデューサー」を派遣しビジネスの形態に合わせて知的財産マネジメント等を支援する「海外知的財産プロデューサー事業」、地域又は分野別に複数の大学等の知的財産連携組織である広域大学ネットワークに「広域大学知的財産アドバイザー」を派遣し広域大学ネットワーク及びその参加校における知的財産マネジメント体制の構築等を支援する「広域大学知的財産アドバイザー派遣事業」を本事業

業の中核として行ってきた。

JAPIO YEAR BOOK 2012～2013では上記3つの事業の各年度の取組の概要を紹介してきたが、「広域大学知的財産アドバイザー派遣事業」では、平成26年3月に「広域大学ネットワーク公開成果発表会」を開催するとともに「広域大学ネットワーク活動事例集」（平成26年4月、INPIT）をとりまとめたので、本稿では、「広域大学知的財産アドバイザー派遣事業」に絞り、これまでの取組の概要及び各広域大学ネットワークにおける成果について簡単に紹介させて頂きたい。

## 2 広域大学知的財産アドバイザー派遣事業

### 2.1 広域大学知的財産アドバイザー派遣事業の概要

大学は「知の拠点」であり、大学において創出される産業化に有用な「知」を確実に把握し、活用していくことがイノベーションの創出に重要である。そして、大学の「知」を技術移転、共同研究、委託研究やベンチャー創出といった形で産業の発展に寄与するためには、創出された研究成果を知的財産として管理し、これらを核として産学連携を推進していく必要がある。

そこで、INPITでは、大学の知的財産管理体制の構築を支援する専門家である「広域大学知的財産アドバイザー」を、広域大学ネットワーク（北海道地域、近畿地域等の地域別ネットワークや、医科系大学、芸術系大学等の分野別ネットワーク等の、3以上の複数の大学等から構成される知的財産に関する連携組織）に派遣し、地

域または技術分野等の特徴を踏まえた広域大学ネットワークとしての知的財産に関する課題解決のための支援、参加する大学等の知的財産管理体制構築・運用の支援を実施している（図1）。

6つの広域大学ネットワークに、平成23～25年度の3年間、広域大学知的財産アドバイザーを派遣し、それぞれのネットワークや参加大学の状況に応じた、広域大学ネットワーク活動に対する支援及び各個別の参加大学内の知的財産関連活動に対する支援を行った（図2

に、平成25年4月時点での派遣先を示す。「美術・デザイン系大学ネットワーク」は平成24年度より、「生活科学系大学知的財産管理ネットワーク」は平成25年度より派遣を開始した。）

それぞれの広域大学ネットワークにおいて、広域大学知的財産アドバイザーは、3ヶ年を目処に、参加大学等が自立的に知的財産に管理・活用を行えるよう、3段階のステップで支援を進めている（図3）。最初のステップ1では、個々の参加大学内の知的財産管理基盤を整

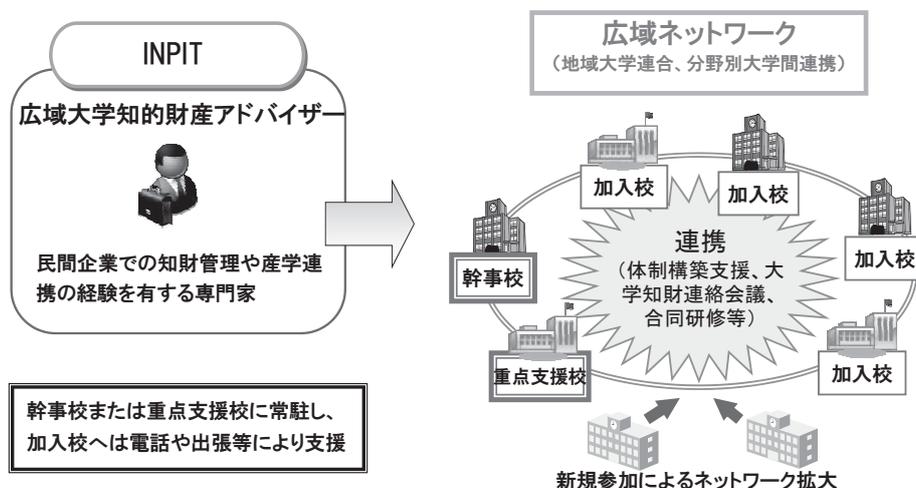


図1 広域大学知的財産アドバイザー派遣スキーム

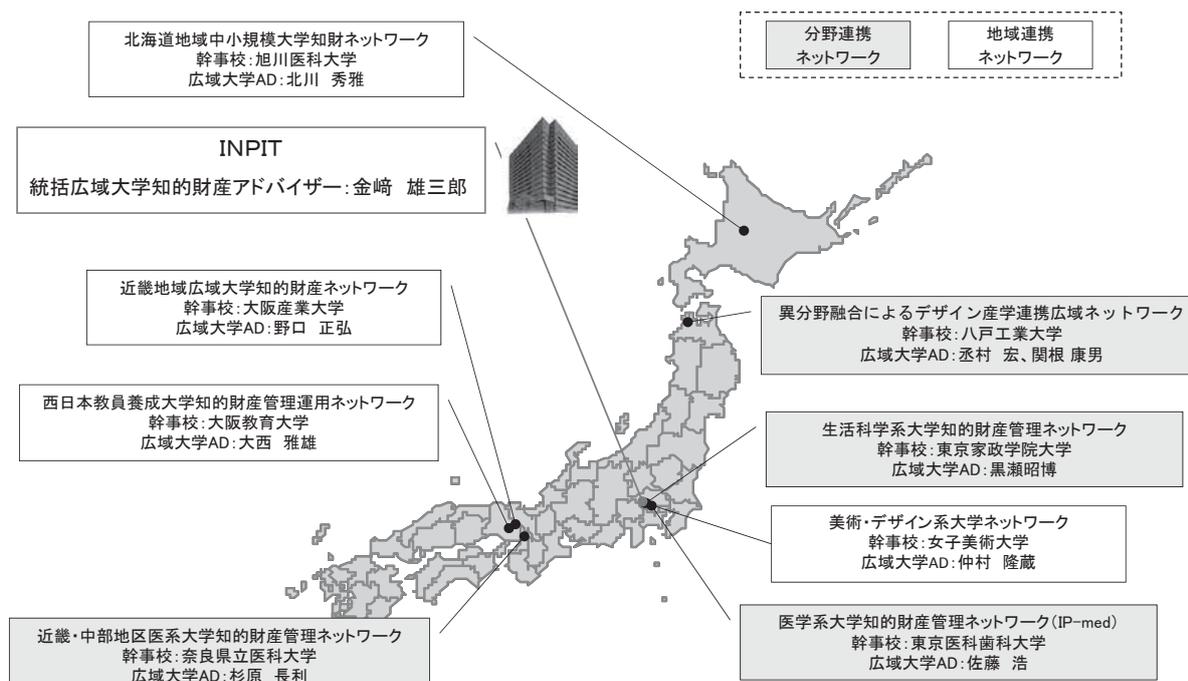


図2 広域大学知的財産アドバイザー派遣先（平成25年4月）



備してネットワーク全体の底上げを図り、次のステップ2では、ネットワーク内の共通課題の検討を行うことにより情報・認識を共有し、最後のステップ3では、ネットワーク内の各大学や、企業を含めた共同研究を実施する等、産業の発展に資する連携プロジェクトを創出することを目指している。

## 2.2 知的財産管理基盤の整備支援(ステップ1)

広域大学知的財産アドバイザーの派遣開始初年度は、主として、各参加大学における知的財産管理基盤の構築支援を行っている。各参加大学は、広域大学知的財産アドバイザーの支援の下、それぞれの組織や人事等の各大学固有の事情に配慮しながら、知的財産ポリシー・規程等の制定を推進するとともに、各大学の知的財産実務担当者の育成に努めた。

例えば、近畿地域の私立大学を中心とした大学で構成される「近畿地域広域大学知的財産ネットワーク」では、知的財産ポリシー、発明取扱規程、成果有体物取扱規程、受託研究取扱規程、利益相反ポリシー等の諸規程の整備を進めるとともに、専門家による講習や自主勉強会の開催による知的財産担当者の教育を進めた。

また、西日本地域の教育系大学を中心に構成される「西日本教員養成大学知的財産管理運用ネットワーク」では、知的財産管理規程や知的財産に係る契約書の雛形の整備を進めたほか、学外へのPRや大学関係者の知的財産マインドの向上を目的として知的財産ホームページの開設を推進した(図4)。

なお、各参加大学において策定された各規程類は、INPITにおいて冊子としてとりまとめ、各関係機関等に配布している。

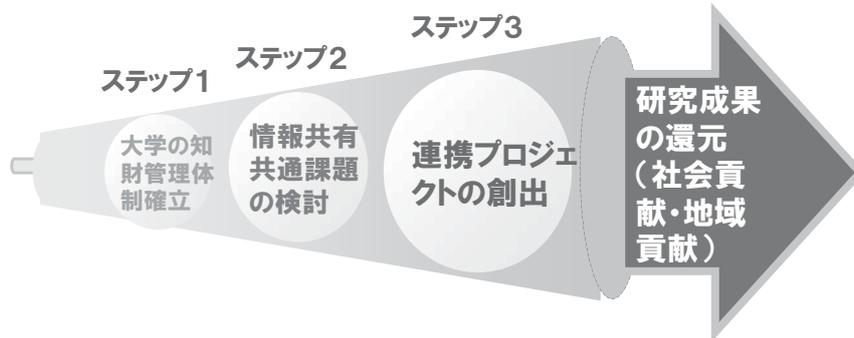


図3 広域大学知的財産アドバイザーによる支援のステップ



図4 「西日本教員養成大学知的財産管理運用ネットワーク」における知的財産ホームページの整備

## 2.3 広域大学ネットワーク間の情報共有・共通課題の検討支援（ステップ2）

広域大学ネットワークの参加大学は、広域大学知的財産アドバイザーの派遣開始初年度から、定期的に連絡会議を開催して、知的財産関連の活動の取組等についての情報共有を行っているが、派遣開始2年目頃には、広域大学ネットワークごとの共通課題の検討が行われた。

北海道地域の中小規模大学で構成される「北海道地域中小規模大学知財ネットワーク」では、各参加大学の知的財産担当事務職員の定期的な人事異動により知財管理業務の処理が一時的に大きく落ち込んでしまうことを共通課題として取り上げ、そのための対応として、(1)「知的財産管理業務マニュアル」の策定、(2) 知的財産管理技能士の資格取得の推進のための各参加校の担当者による構成するワーキング・グループの設置を行った。(1)の「知的財産管理業務マニュアル」の策定については、当ネットワークの参加大学のみならず、他の中小規模の大学の共通課題でもあると考えられたため、その後、全広域大学知的財産アドバイザーによる更なる検討も加え、「大学事務職員向け知的財産管理業務マニュアル～小規模大学における事務職員異動対応の視点から～」(平成25年4月、INPIT) がとりまとめられた(図5)。

その他、近畿・中部地方の医系大学から構成される「近畿・中部地区医系大学知的財産管理ネットワーク」では、医療系分野の特有のテーマ(医療系特許の審査基準、利益相当)の理解不足を共通課題とし、医療系分野で先行した取組を実施している「医学系大学知的財産管理ネットワーク(IP-med)」との合同で、専門家による講習会の開催等の取組を行った。また、「西日本教員養成大学知的財産管理運用ネットワーク」では、国立大学の手続きの共有化を目的とした「出願管理等業務マニュアル」、共同研究契約や受託研究契約等のトラブル事例をまとめた「契約業務マニュアル」のとりまとめを行った。

## 2.4 連携プロジェクトの創出支援（ステップ3）

いくつかの広域大学ネットワークにおいては、派遣開始3年度目には、広域大学知的財産アドバイザーの支援の元で、各参加校間、参加校と地域企業等との連携プロジェクトの創出に向けた活動を行った。

例えば、「近畿・中部地区医系大学知的財産管理ネットワーク」は、発表シーズの収集の点から地方の医系大学単独での開催が困難であったJST 新技術説明会を、参加大学間の連携により発表シーズの充実を図り2年連続で開催した。多数の企業に対しシーズ発表を行った

広域大学知的財産アドバイザー派遣事業	
大学事務職員向け知的財産管理業務マニュアル ～小規模大学における事務職員異動対応の視点から～	
平成 25 年 4 月 独立行政法人 工業所有権情報・研修館	

目次	
○ はじめに	1 頁
○ 事務職員による知的財産管理業務マニュアル 【本マニュアル活用方法】	2 頁
【本マニュアル】	
I 出願前	
1. 発明発掘	(1) 発明発掘 ① 研究室訪問 3 頁 ② 一般発掘 3 頁 ③ 先行文献特許調査 4 頁 ④ 発明時の状況の聞き取り調査(共同発明等) 4 頁
	(2) 発明届出書 ① 発明届出書の記入 4 頁 ② 発明届出書の受理 5 頁
2. 大学発明審査判断	(1) 知的財産部門による検討と確認 ① 先行技術調査(発明者と知的財産部門による場合) 5 頁 ② 先行技術調査(特許機関に委託する場合) 5 頁 ③ 共同研究等の確認 6 頁 ④ 利益基準との照合 6 頁
	(2) 発明審査委員の関与 ① 委員会開催日の設定 6 頁 ② 委員会資料の作成 7 頁 ③ 委員会委員長との事前打合せ 7 頁 ④ 会議の運営及び議事録 7 頁
3. 出願までの手続	(1) 関係者への通知 ① 発明者への通知 7 頁 ② 共同出願人への通知 8 頁 ③ 共同出願契約の締結 8 頁
	(2) 特許を受ける権利の譲渡 8 頁
	(3) 異議申し立て 8 頁
4. データベース管理	(1) 管理データベース・台帳の更新 8 頁 (2) 書類の保管 9 頁
II 出願	
1. 新規国内出願	(1) 新規国内出願の準備 ① 特許事務所の選定 10 頁 ② 特許事務所への依頼 10 頁 ③ 出願打合せと出願書類の作成 11 頁 ④ 明細書案のチェック 12 頁
	(2) 特許庁への新規国内出願手続 12 頁
	(3) 新規国内出願後の手続 12 頁
2. 国内優先権主張出願	(1) 国内優先権主張出願の準備 ① 国内優先権主張出願の内容整理とデータ収集 13 頁 ② 特許事務所への依頼 13 頁 ③ 明細書案の作成 13 頁 ④ 明細書案のチェック 14 頁
	(2) 特許庁への国内優先権主張出願手続 14 頁
	(3) 国内優先権主張出願後の手続 14 頁

図5 「大学事務職員向け知的財産管理業務マニュアル～小規模大学における事務職員異動対応の視点から～」の表紙・目次頁

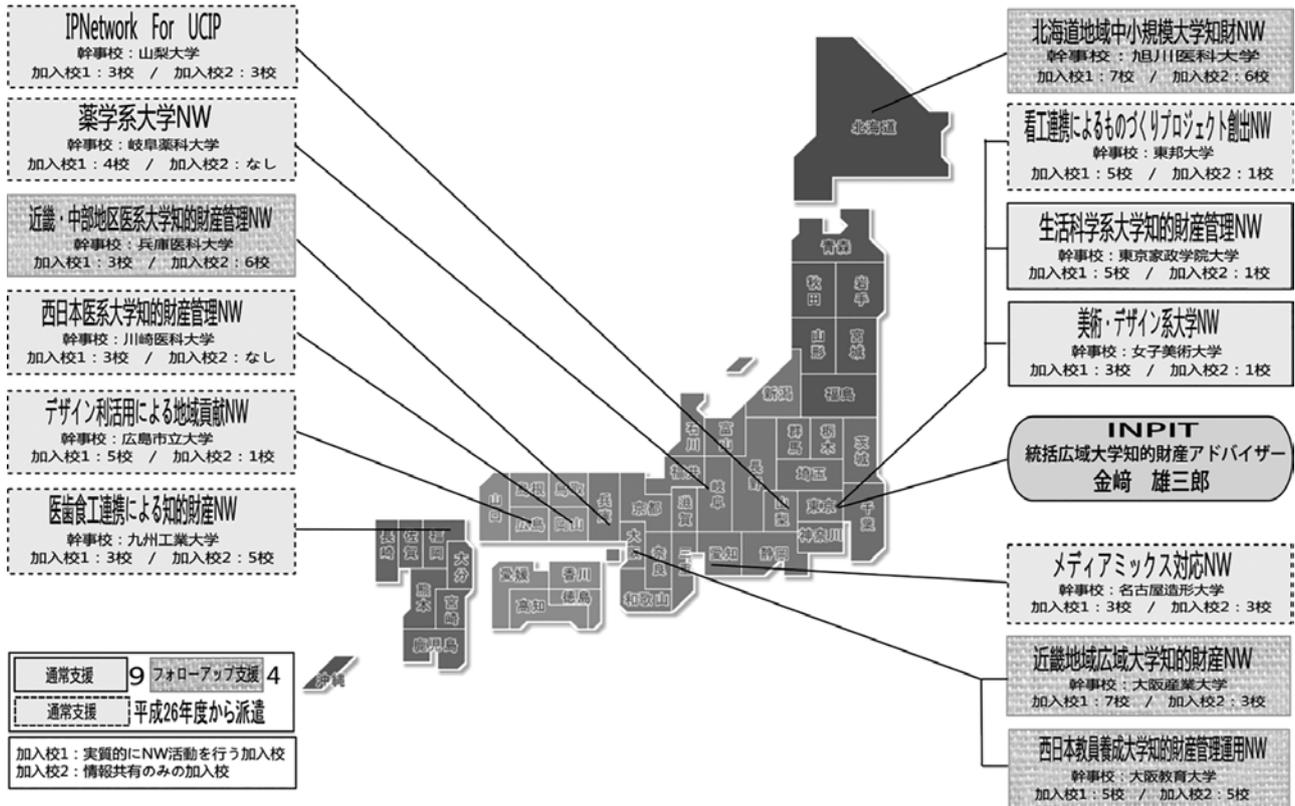


図6 広域大学知的財産アドバイザー派遣先（平成26年4月）

結果、いくつか共同研究に発展した例も出てきた。

また、「医学系大学産学連携ネットワーク協議会（IP-med）」では、広域大学知的財産アドバイザーの支援の下、（一財）バイオインダストリー協会と連携し、バイオ系の企業を対象とした共同シーズ発表会と意見交換会を開催した。この共同シーズ発表会を契機として共同研究に発展した例もある。

「北海道地域中小規模大学知財ネットワーク」では、各加入校の持つ知的財産や技術シーズ情報を共有し相互連携による相乗効果や連携取組みを行う目的で、各加入校の専任教員・産学連携コーディネーター等研究現場の情報を有しているメンバーによる「知財活用ワーキンググループ」を編成した。現在は、共同の研究プロジェクトの創出も視野に入れて活動が推進されている。

## 2.5 今後の課題

以上、「広域大学知的財産アドバイザー派遣事業」の平成23～25年度における取組及び成果について紹介

した。今後の課題としては、本事業の目的である「研究成果の社会還元や地域貢献」の取組の強化、さらに、各地域・分野における取組が恒常的になるように各広域大学ネットワークの自立化の促進が挙げられる。各広域大学ネットワークにおいては、広域大学知的財産アドバイザー終了後も、研究成果の社会還元・地域貢献に一層資するものとなるような自立した取組をしていくことが期待される。

また、平成26年度からは、新たに7広域大学ネットワークの支援が開始され、これまで3年間支援してきたネットワークに対しては、自立化に向けたフォローアップ支援を実施している（図6）。新たに支援を開始した広域大学ネットワークにおいても、研究成果の社会還元・地域貢献に繋がる成果を期待したい。

### 3 最後に

今回は「広域大学知的財産アドバイザー派遣事業」の取組の概要及び各広域大学ネットワークにおける成果や課題について簡単に紹介したが、他の知的財産マネジメントの専門人材派遣事業である「知的財産プロデューサー派遣事業」、「海外知的財産プロデューサー事業」の取組についても別の機会に紹介していきたい。

今後も各事業を推進していく中で、新たなる課題を的確に把握することに努めるとともに、より一層我が国産業の発展の一助となるよう、事業の見直しや新たな事業の検討を行っていく所存である。